令和６年度

特定施設入居者生活介護等

指定候補事業者　募集要項

１．募集の趣旨

令和６年５月

新潟市

新潟市では、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）における入居者の要介護状況の重度化に対応し、低所得者にも配慮した住まいの確保を図るため、新潟市地域包括ケア計画［新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画］（２０２１年度～２０２３年度）において、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）の特定施設入居者生活介護の提供する事業者を募集しました。

こうした中で、特定施設入居者生活介護が地域包括ケアシステムに果たす「住まい」機能の役割に需要の高まりがみられる状況となっていることを踏まえ、第８期介護保険事業計画に引き続き、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）については、要介護状態となっても入居者の実態に応じた適切な介護サービスが提供される住まいの確保を図るため、第９期計画期間中に特定施設入居者生活介護等の指定を受けることを計画する事業者を募集します。

２．募集の対象

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象サービス | 対象施設 | 対象区域 | 対象定員総数 |
| （介護予防）特定施設入居者生活介護　又は地域密着型特定施設入居者生活介護※外部サービス利用型を除く | 既存の軽費老人ホーム※ 軽費老人ホームＡ型を除く | 市内一円 | １００人 |

　○ 特定施設入居者生活介護：介護保険法第８条第１１項（介護専用型・混合型の別は問わない）

　○ 介護予防特定施設入居者生活介護：介護保険法第８条の２第９項

　○ 地域密着型特定施設入居者生活介護：介護保険法第８条第２１項

　　※ 外部サービス利用型：新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年新潟市条例第８８号）第２３８条（及び新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成２４年新潟市条例第９２号）第２２６条）

　○ 軽費老人ホーム：老人福祉法第２０条の６

　　※ 軽費老人ホームＡ型：新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年新潟市条例第７５号）附則第２条

◆指定候補事業者募集における考え方

　　新潟市地域包括ケア計画[新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]（２０２４年度～２０２６年度）の適切な運用を図るため、以下のとおり指定候補事業者を募集します。

（１） 入居者となじみの関係を構築し、地域包括ケアシステムにおける「住まい」と「介護」の役割を担う一般型（外部サービス利用型を除く）を本募集の対象とします。

（２） 入居者の要介護状況の重度化への対応を図る観点から、「介護予防特定施設入居者生活介護」のみの指定を受ける計画は本募集の対象から除きます。

（３） 申込が第９期計画（２０２４年度～２０２６年度）数を上回る場合には、各種法令、人員・設備等の基準及びその他申込条件を満たす提案であることを前提に、当該設置場所での運営期間が長い施設における提案を優先的に採択するものとします。

３．申込書類について

　　　申込を希望する事業者の方は、次により申込書及び提案書を提出してください。なお、市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

（１）申込書類提出期間・提出場所

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 提出及び問合せ先 |
| 令和６年６月１４日（金）まで受付時間：午前９時～午後５時※ 電話で予約の上ご来庁ください（郵送・ＦＡＸ等は不可）。※ 最終日は大変混み合うことが予想されますので、早めのご提出をお願いします。 | 〒９５１－８５５０　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１　新潟市役所　本館１階　高齢者支援課　企画係　ＴＥＬ　０２５－２２６－１２９５　ＦＡＸ　０２５－２２２－５５３１ |

（２）申込書類

| 項目 | 内容等 | 様式 |
| --- | --- | --- |
| 1．申込書 |  | 様式1 |
| 2．定款又は寄付行為 | 最新のもの |  |
| 3．法人の登記事項証明 | 申込前３か月以内に発行されたもの |  |
| 4．市税等の納税証明書（未納がない旨の証明） | 申込前３か月以内に発行されたもの(1) 「新潟市税」※ 市税等が非課税のため証明書が添付できない場合は、その旨の届出書を添付してください。※ 納税証明書は、「市入札参加用の納税証明書」を提出してください。 　証明書の申請に際しては、代表者印を押印した申請書又は委任状が必要となります。また、納税後間もなく証明書を申請する場合には、各機関の税務システムに反映されていないこともありますので、予め納税したことが確認できる領収書等を持参して申請を行ってください。(2) 「法人税若しくは所得税」及び「消費税及び地方消費税」（法人所在地における証明）※ 税務署で納税証明書の申請を行ってください。 |  |
| 5．欠格事項に該当しない事を誓約する書面（兼同意書） | ・ 介護専用型に申し込む場合：様式2-1・ 混合型に申し込む場合：様式2-2・ 地域密着型に申し込む場合：様式2-3［根拠法令等］(1) 介護保険法第70条第2項（及び第115条の2第2項）（2）介護保険法第78条の2第4項 (3) 新潟市暴力団排除条例第6条 | 様式2-1又は様式2-2又は様式2-3 |
| 6．法人概要 | (1) 法人代表者の経歴書 | 様式自由 |
| (2) 法人の沿革及び概要（パンフレット可） |
| (3) 既存施設の運営状況（パンフレット可） | 様式3 |
| (4) 直近３年間の決算書 | 様式自由 |
| (5) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去３年間の内容と規模 | 様式自由 |
| 7.指導監査結果等書類 | 指導監査結果等書類一式　(1) 法人及び法人が運営する既存施設に対して、市又は都道府県等が実施した監査結果通知書及び指導・処分通知書のうち、申込の締切日から５年以内のものすべてについて写しを添付すること（介護保険法に規定する勧告・命令・指定の取消等に限る）。(2) 法人に対する市又は県等による直近の指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。(3) 本申込に係る施設に対する指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。※ (1)に該当する監査等がない場合は報告すること（様式自由）。※ (2)及び(3)について、文書指摘事項がなく通知書等が無い場合は、受検日、実施機関名及び指導監査内容を報告すること（様式自由）。 | 様式自由 |

（３）提案に関する提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容等 | 様式 |
| 1．提案書 |  | 様式4 |
| 2．計画書 |  | 様式5 |
| 3．事業スケジュール | 指定までのスケジュール計画表 | 様式6 |
| 4．入居状況  | 入居者の前年度平均値 | 様式7 |
| 5．事業運営について | 収支見込予算書シミュレーション※ 事業収入算定説明書を添付すること。 | 様式9-1様式9-2 |
| 6．計画図面等 | (1) 基本計画図面　（配置図、立面図、平面図）※ 配置図には、駐車場等を記載すること。※ 平面図には、指定基準に規定された主要な部屋の面積と廊下幅を内法寸法で記載すること。※ 平面図には、浴槽（一般、特別）、キッチン及び手洗いなど水回り設備も図示すること。※ 平面図には、指定を受ける施設を明示するとともに、併設する施設等がある場合は、当該サービスの専用・共用区画を色分けして明示すること。※ 立面図には、建物及び各階の高さを記載すること。(2) 土地・建物の登記事項証明（全部事項証明） | 様式自由 |
| 7．従事予定職員関係 | 配置人員（職種・時間ごとの配置）について | 様式14-1 |

（４）提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

①表紙、背表紙には「事業所名」及び「事業者名」を記載してください。

②項目ごとに、白紙の仕切りを一枚挿入し、インデックスをつける。

③全体をバインダーやファイル等で綴る。

定款

申　込　書

令和○年度

特定施設入居者生活介護等募集

事業所名

（ファイル等の表紙）

シール等で記載

事業者名

（白紙の仕切り）

＜定　款＞

右肩に項目名を記載

項目ごとにインデックス

定款

○年度　特定施設入居者生活介護等募集

事業者名

（ファイル等の背表紙）

（５）部数等

① 提出書類は２部作成し、１部を正本、１部を副本として提出してください。

② 所定様式が定められているもの以外は、原則としてＡ４版で提出してください。ただし、図面はＡ３版としＡ４サイズに折り込んでください。

　　　③ 所定様式が定められているものについては、詳細な資料等を別紙添付する場合にあっても、各項目に要旨など申込者が必要と考える事項を必ず記入してください。

　　　④できるだけホチキス止めしないで提出してください。

４．申込できる事業者の資格要件

(1) 申込書の受付締切日において、本市内で老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームＡ型を除く）を運営する社会福祉法人であること。

(2) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。

(3) 介護保険法第70条第2項各号（及び第115条の2第2項各号）又は介護保険法第78条の2第4項各号に定める要件に該当しないこと。

(4) 申込書の受付締切日において、市税等の未納がない法人であること。

(5) 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

５．申込条件

 　(1) 介護保険法、新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第88号）（及び新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第92号））（又は新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第89号））に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、原則として第９期計画期間中に指定を受けることが見込まれる計画であること。

　(2) 「４．申込できる事業者の資格要件(1)」で運営する軽費老人ホーム（軽費老人ホームＡ型を除く）において指定を受ける計画であること。

　(3) 現入居者への影響に配慮した計画とすること。

　(4) 入居者の要介護状況の重度化への対応を図る観点から、「介護予防特定施設入居者生活介護」の指定を受ける場合は、同時に「特定施設入居者生活介護」の指定を受ける計画であること。

６．申込に際しての留意事項

(1) 本申込に係る必要な一切の費用は、申込者の負担とします。

(2) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。

(3) 本市が必要と認める場合、書類の補正や追加資料の提出を求めるほかヒアリングを行う場合があります。

(4) 申込書受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

(5) 申込書の提出にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。

(6) 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と十分に協議を行ってください。

７．指定候補事業者の決定について

(1) 決定方法

申込が第９期計画数を上回る場合には、各種法令、人員・設備等の基準及びその他申込条件を満たす提案であることを前提に、当該設置場所での運営期間が長い施設における提案を優先的に採択するものとします。

また、採択された指定候補事業者がやむを得ない事情などから、指定を受けることができなくなった場合は、次点となった事業者を繰り上げる場合もあります。

(2) 結果通知

結果については、令和６年６月下旬頃に文書により通知する予定です（なお、申込者が多い場合には、これによらない場合があります）。

(3) 指定候補事業者の公表

　　　提出期限終了後、令和６年６月中旬頃に申込状況を公表します。

　　　また、指定候補事業者決定後、決定した指定候補事業者名を公表します。

(4) その他

① 申込書類に明らかな虚偽の記載があった場合や、申込に際して不正行為があった場合には、採択の対象から除外することとします。

② 指定候補事業者に決定された後、申込内容と実際の事業計画が著しく変更された場合や、指定を受けるにふさわしいと認められない事実が判明した場合には、指定候補事業者の決定を取り消す場合があります。

③ 指定候補事業者は、指定が確定されたものではありません。後日、改めて事業者の指定申請が必要となりますが、指定基準を満たさない場合は指定を行いません。

８．スケジュール概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和６年 | ６月１４日（金） | 申込書及び提案書受付終了 |
|  | ６月中旬 | 申込状況の公表 |
|  | ６月下旬 | 募集結果の通知・公表 |

（様式１）

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |

**令和６年度　特定施設入居者生活介護等指定候補事業者募集申込書**

このことについて、募集要項に定める資格要件において、申込者の制限にかかる項目の該当がないことを確約し、下記提出書類を添えて申し込みます。

記

１．申込をする施設

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 設置場所 | 新潟市　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 運営期間 | 事業開始年月日　　平成　　年　　月　　日　（休止期間　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日） |
| サービス種類 | □ 特定施設入居者生活介護　（　□ 介護専用型　　□ 混合型　）□ 介護予防特定施設入居者生活介護□ 地域密着型特定施設入居者生活介護　 |
| 入居定員 | 申込対象：　　　　人（当該軽費老人ホーム総数：　　　　人） |

２．事業開始予定時期

令和　　年　　月　　日

３．提出書類

　　　（１）　定款又は寄附行為

　　　（２）　法人登記事項証明書

　　　（３）　市税等の納税証明書

　　　（４）　欠格事項等に該当しないことを誓約する書面（様式2-1又は様式2-2又は様式2-3）

　　　（５）　法人の概要

　　　（６）　指導監査結果等の書類

４．担当者連絡先

申込書類の補正・追加提出、市が行うヒアリング等に対応する者として下記の者を指定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法　人　名 |  |
| 担　当　者 |  |
| 連絡先 | 住　所 | 〒 |
| ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |

（様式２－１）

**介護保険法第７０条第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書**

**及び　　暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書**

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |

　私（当法人・当団体）は、令和６年度特定施設入居者生活介護等指定候補事業者募集申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第７０条第２項各号に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

１　私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。

(1)　暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（新潟市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの

(4)　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

(5)　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

(6)　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

(7)　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

２　新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿（様式２－１別紙）を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第７０条第２項】

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第６号の２、第６号の３、第１０号の２及び第１２号を除く。）のいずれかに該当するときは、第４１条第１項本文の指定をしてはならない。

１ 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

２ 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７４条第１項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

３ 申請者が、第７４条第２項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５ 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の２ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の３ 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第７８条の２第４項第５号の３、第７９条第２項第４号の３、第９４条第３項第５号の３、第１０７条第３項第７号、第１１５条の２第２項第５号の３、第１１５条の１２第２項第５号の３、第１１５条の２２第２項第４号の３及び２０３条第２項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７８条の２第４項第５号の３、第７９条第２項第４号の３、第９４条第３項第５号の３、第１０７条第３項第７号、第１１５条の２第２項第５号の３、第１１５条の１２第２項第５号の３及び第１１５条の２２第２項第４号の３において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

６ 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第５節及び第２０３条第２項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の２ 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の３ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、 若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

７ 申請者が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７５条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７の２ 申請者が、第７６条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第７７条第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第７５条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

８ 第７号に規定する期間内に第７５条第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

９ 申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

10 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第７号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第６号まで又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

12 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

市町村長は、第１項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第６項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第６号の２、第６号の３、第１０号及び第１２号を除く。）のいずれかに該当するときは、第４２条の２第１項本文の指定をしてはならない。

１　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

２当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７８条の４第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

３　申請者が、第７８条の４第２項又は第５項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４　 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。

４の２　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の２ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の３ 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

６ 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の３　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

７　申請者が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る[行政手続法第１５条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000) の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に[第７８条の５第２項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%91%e6%8e%b5%8f%5c%94%aa%8f%f0%82%cc%8c%dc%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000007800500000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000007800500000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000007800500000002000000000000000000) の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は[第７８条の８](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%91%e6%8e%b5%8f%5c%94%aa%8f%f0%82%cc%94%aa&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000007800800000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000007800800000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000007800800000000000000000000000000) の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７の２　前号に規定する期間内に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出又は第７８条の８の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

８　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

９　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第６号まで又は前３号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第６号まで又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。

12　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第１１５条の１２第２項】

　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第５４条の２第１項本文の指定をしてはならない。

１　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第１１５条の１４第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

３　申請者が、第１１５条の１４第２項又は第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

４の２　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（様式２－１　別紙）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名・呼称 | 生年月日 | 性別 | フリガナ住　　　　　　　所 |
| フリガナ氏　　　名 | 他法人の理事等状況 |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX　 |

※ 当該法人の理事、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）等について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事等状況の「有」に○印を付し、（　　）に他法人名及び役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本募集の審査用務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

（様式２－２）

**介護保険法第７０条第２項各号及び第１１５条の２第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書**

**及び　　暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書**

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |

　私（当法人・当団体）は、令和６年度特定施設入居者生活介護等指定候補事業者募集申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第７０条第２項各号及び介護保険法第１１５条の２第２項各号に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

１　私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。

(1)　暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（新潟市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの

(4)　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

(5)　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

(6)　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

(7)　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

２　新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿（様式２－２別紙）を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第７０条第２項】

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第６号の２、第６号の３、第１０号の２及び第１２号を除く。）のいずれかに該当するときは、第４１条第１項本文の指定をしてはならない。

１ 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

２ 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７４条第１項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

３ 申請者が、第７４条第２項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５ 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の２ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の３ 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第７８条の２第４項第５号の３、第７９条第２項第４号の３、第９４条第３項第５号の３、第１０７条第３項第７号、第１１５条の２第２項第５号の３、第１１５条の１２第２項第５号の３、第１１５条の２２第２項第４号の３及び２０３条第２項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７８条の２第４項第５号の３、第７９条第２項第４号の３、第９４条第３項第５号の３、第１０７条第３項第７号、第１１５条の２第２項第５号の３、第１１５条の１２第２項第５号の３及び第１１５条の２２第２項第４号の３において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

６ 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第５節及び第２０３条第２項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の２ 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の３ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、 若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

７ 申請者が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７５条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７の２ 申請者が、第７６条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第７７条第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第７５条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

８ 第７号に規定する期間内に第７５条第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

９ 申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

10 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第７号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第６号まで又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

12 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

市町村長は、第１項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第６項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第６号の２、第６号の３、第１０号及び第１２号を除く。）のいずれかに該当するときは、第４２条の２第１項本文の指定をしてはならない。

１　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

２当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７８条の４第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

３　申請者が、第７８条の４第２項又は第５項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４　 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。

４の２　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の２ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の３ 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

６ 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の３　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

７　申請者が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る[行政手続法第１５条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000) の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に[第７８条の５第２項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%91%e6%8e%b5%8f%5c%94%aa%8f%f0%82%cc%8c%dc%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000007800500000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000007800500000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000007800500000002000000000000000000) の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は[第７８条の８](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%91%e6%8e%b5%8f%5c%94%aa%8f%f0%82%cc%94%aa&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000007800800000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000007800800000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000007800800000000000000000000000000) の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７の２　前号に規定する期間内に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出又は第７８条の８の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

８　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

９　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第６号まで又は前３号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第６号まで又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。

12　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第１１５条の１２第２項】

　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第５４条の２第１項本文の指定をしてはならない。

１　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第１１５条の１４第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

３　申請者が、第１１５条の１４第２項又は第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

４の２　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（様式２－２　別紙）

【介護保険法第１１５条の２第２項】

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第６号の２、第６号の３、第１０号の２及び第１２号を除く。）のいずれかに該当するときは、第５３条第１項本文の指定をしてはならない。

１ 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

２ 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第１１５条の４第１項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

３ 申請者が、第１１５条の４第２項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５ 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の２ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の３ 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

６ 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第１１５条の９第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の２　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第１１５条の９第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の３　申請者と密接な関係を有する者が、第１１５条の９第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

７ 申請者が、第１１５条の９第１項又は第１１５条の３５第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１１５条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７の２　申請者が、第１１５条の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第１１５条の９第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第１１５条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

８ 第７号に規定する期間内に第１１５条の５第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

９ 申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

10 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第７号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10の2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第６号まで又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

12 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名・呼称 | 生年月日 | 性別 | フリガナ住　　　　　　　所 |
| フリガナ氏　　　名 | 他法人の理事等状況 |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX　 |

※ 当該法人の理事、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）等について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事等状況の「有」に○印を付し、（　　）に他法人名及び役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本募集の審査用務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

（様式２－３）

**介護保険法第７８条の２第４項各号の規定に該当しない旨の誓約書**

**及び　　暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書**

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |

　私（当法人・当団体）は、令和６年度特定施設入居者生活介護等指定候補事業者募集申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第７８条の２第４項各号に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

１　私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。

(1)　暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（新潟市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの

(4)　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

(5)　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

(6)　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

(7)　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

２　新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿（様式２－３別紙）を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第７８条の２第４項】

市町村長は、第１項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第６項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第６号の２、第６号の３、第１０号及び第１２号を除く。）のいずれかに該当するときは、第４２条の２第１項本文の指定をしてはならない。

１　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

２当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７８条の４第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

３　申請者が、第７８条の４第２項又は第５項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４　 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。

４の２　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の２ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の３ 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

６ 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の３　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

７　申請者が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る[行政手続法第１５条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000) の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に[第７８条の５第２項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%91%e6%8e%b5%8f%5c%94%aa%8f%f0%82%cc%8c%dc%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000007800500000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000007800500000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000007800500000002000000000000000000) の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は[第７８条の８](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%91%e6%8e%b5%8f%5c%94%aa%8f%f0%82%cc%94%aa&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000007800800000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000007800800000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000007800800000000000000000000000000) の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７の２　前号に規定する期間内に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出又は第７８条の８の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

８　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

９　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第６号まで又は前３号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第６号まで又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。

12　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。

（様式２－３　別紙）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名・呼称 | 生年月日 | 性別 | フリガナ住　　　　　　　所 |
| フリガナ氏　　　名 | 他法人の理事等状況 |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX　 |

※ 当該法人の理事、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）等について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事等状況の「有」に○印を付し、（　　）に他法人名及び役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本募集の審査用務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

（様式３）

**既存施設及び事業の運営状況**

１．法人の名称等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名称 | 代表者の職名・氏名 | 法人所在地 | 設立年月日 |
|  |  |  |  |

２．介護保険サービス提供事業所

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 施設等名称 | 所　　在　　地 | 事業者番号 | 指定年月日（開始年月日） | サービス提供地域 | 定　員 | 併設事業所 |
|  |  |  |  | （　　　　　　　　　　） |  |  |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　　　　） |  |  |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　　　　） |  |  |  |

※複数ある場合は、事業種別ごとに代表的なものを１つ必ず記入し、その他は別紙添付可。

３．その他の事業所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 施設等名称 | 所　　在　　地 | 定　員 | 併設事業所 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

４．整備に着手中及び着手見込の事業（介護保険サービス及びその他事業）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 所　　在　　地 | 定　員 | 総事業費 | 開設予定日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※他市町村での介護サービス事業など整備に着手中の事業及び着手見込の事業について記載してください。

（様式４）

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |

**提案書**

このことについて、次の必要書類を添えて以下のとおり提出します。

添付書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者チェック | 新潟市チェック | 提出書類名 | 様　　式 |
| □ | □ | １ | 提案書 | 様式4 |
| □ | □ | ２ | 計画書 | 様式5 |
| □ | □ | ３ | 指定までのスケジュール | 様式6 |
| □ | □ | ４ | 入居者の前年度平均値 | 様式7 |
| □ | □ | ５ | 事業運営について | 収支見込予算書シミュレーション | 様式9-1 |
| 事業収入算定説明書 | 様式9-2 |
| □ | □ | ６ | 計画図面等 | 様式自由 |
| □ | □ | ７ | 従業予定職員関係 | 様式14-1 |

（様式５）

**計画書**

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種類 | □ 特定施設入居者生活介護　（　□介護専用型　　□混合型　）□ 介護予防特定施設入居者生活介護□ 地域密着型特定施設入居者生活介護　 |
| 施設の名称 |  |
| 事業開始予定日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 資金計画 | 　１　総事業費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円改修費（設計、設備費等を含む）　　　　　　　　　　　　千円内訳　　備品費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円運転資金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円　２　資金計画（１）　自己資金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円（２）　借入金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円（３）　補助金等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円　　　（１）＋（２）＋（３）　合　計　　　　　　　　　　　千円 |
| 構造・設備（併設施設含む） | 敷地面積　　　　　　　　　　㎡建築面積　　　　　　　　　　　㎡　　延床面積　　　　　　　　　　　　㎡　　　　　　　　　構　　　造　　　　　　　　造　　階建て　　□耐火建築物　　□準耐火建築物　　□その他　（※該当項目にレ点）スプリンクラー設備の設置　　□有　　　　□無　（※該当項目にレ点）スプリンクラー設備設置の義務　　□有　　　　□無　（※該当項目にレ点）**※その他詳細として「平面図」等別紙資料を添付してください。** |
| 入居定員 | 軽費老人ホーム　　　　　　　人　　　　　特定施設入居者生活介護　　　　　　　　　　　　　　　人計画数　　特定施設入居者生活介護（介護予防含む）　　　　　　　人地域密着型特定施設入居者生活介護　　　　　　　　　　人 |
| 現在の入居状況を踏まえた指定対象範囲の考え方 |  |

（様式６）

**指定までのスケジュール**

全体の流れが把握できるよう、適宜修正のうえ必要事項を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 令和６年度 | 令和７年度 |
| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
| 入札関係 | 公告 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 入札 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建設関係 | 着工 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 竣工 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備品関係 | 積算・発注 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 納品 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 人材関係 | 募集・採用 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 研修等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 入居者関係 | 入居者同意 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 指定申請 | 事前相談 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申請 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（様式７）　※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。



（様式９－１）　※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。



（様式９－２）　※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。



（様式１４－１）　※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。

